

四日市市告示第 239 号

四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

四日市市長 森 智 広

四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱（平成 30 年四日市市告示第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 824 782 918"><u>四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="252 994 347 1030">（趣旨）</p> <p data-bbox="204 1052 782 1827">第 1 条 この要綱は、本市における東海道への観光客及び来訪者等（以下「観光客等」という。）の誘致促進及び魅力向上を図るため、市民等が、観光客等に東海道の魅力向上及び本市らしいおもてなしに関する事業又は<u>地区空き家等活用計画を定めた地区において第 3 条第 3 号に規定する事業</u>を実施するにあたり、その要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="252 1904 347 1939">（定義）</p> <p data-bbox="204 1962 782 1995">第 2 条 この要綱において、次の各号に</p>	<p data-bbox="906 824 1388 918"><u>四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="858 994 954 1030">（趣旨）</p> <p data-bbox="810 1052 1388 1653">第 1 条 この要綱は、本市における東海道への観光客及び来訪者等（以下「観光客等」という。）の誘致促進及び魅力向上を図るため、市民等が、観光客等に東海道の魅力向上及び本市らしいおもてなしに関する事業を実施するにあたり、その要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="858 1904 954 1939">（定義）</p> <p data-bbox="810 1962 1388 1995">第 2 条 この要綱において、次の各号に</p>

掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(3) 地区空き家等活用計画を定めた地区 市街化調整区域における既存集落の維持・地域再生を図るために策定する地区空き家等活用計画に関する要綱（令和6年四日市市告示第189号）に基づき、既存集落の維持や観光振興等による地域再生を図ることを目的に、地区空き家等活用計画を定めた地区をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 地区空き家等活用計画を定めた地区内の空き家・空き店舗を活用し、都市計画法に基づく許可を受けて観光サービス施設の用途で、新たに
出店する事業

2及び3 (略)

4 第1項第2号に規定する補助対象事業は、同項第1号又は第3号に規定する場所(第2項で認められる場所を含む。)において常時掲示できるもの又は東海道の魅力向上に資するイベントで配布できるものでなければならない。

(補助金の申請)

掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)及び(2) (略)

2及び3 (略)

4 第1項第2号に規定する補助対象事業は、同項第1号に規定する場所(第2項で認められる場所を含む。)において常時掲示できるもの又は東海道の魅力向上に資するイベントで配布できるものでなければならない。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は四日市市観光おもてなし事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 第3条第1項第3号に規定する補助対象事業を行うものは、都市計画法に基づく許可を受けていることがわかる書類

(4) (略)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、四日市市観光おもてなし事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第9条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市観光おもてなし事業計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し、

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は四日市市東海道おもてなし事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、四日市市東海道おもてなし事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第9条 申請者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市東海道おもてなし事業計画変更承認申請書(第3号様式)を提出

承認を受けなければならない。

2 及び 3 (略)

4 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市観光おもてなし事業補助金変更決定通知書(第 4 号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助金交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、完了日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、四日市市観光おもてなし事業費補助金実績報告書(第 5 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(補助金額の確定)

第 11 条 (略)

2 前項の規定により補助額が確定したときは、四日市市観光おもてなし事業補助金額確定通知書(第 6 号様式)により事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により額の確定通知を受けたものは、補助金の交付を四日市市観光おもてなし事業補助金請求書(第 7 号様式)により市に請求するものとする。

し、承認を受けなければならない。

2 及び 3 (略)

4 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市東海道おもてなし事業補助金変更決定通知書(第 4 号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助金交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、完了日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、四日市市東海道おもてなし事業費補助金実績報告書(第 5 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(補助金額の確定)

第 11 条 (略)

2 前項の規定により補助額が確定したときは、四日市市東海道おもてなし事業補助金額確定通知書(第 6 号様式)により事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により額の確定通知を受けたものは、補助金の交付を四日市市東海道おもてなし事業補助金請求書(第 7 号様式)により市に請求するものとする。

改正後

別表（第5条関係） 補助対象経費の範囲

<p>工事請負費</p>	<p>(1) 空き店舗又は空き家を観光客等に開放する休憩場所又は第3条第3項に該当する観光サービス施設として活用するためのリフォーム工事</p> <p>(2) 休憩場所又は第3条第3項に該当する観光サービス施設への誘導看板設置工事</p> <p>(3) 観光客等に開放するためのトイレの工事</p> <p>(4) その他市長が適当と認める工事</p>	<p>① 休憩スペース又は第3条第3項に該当する観光サービス施設スペース部分の内装工事（壁、床、天井など）</p> <p>② 建物正面の工事（外壁、玄関など）</p> <p>③ 空調設備工事</p> <p>※ 上記に関わらず、空き店舗又は空き家のすべてを観光客等に開放する休憩場所、又は第3条第3項に該当する観光サービス施設とする場合は、建物の補強、屋根、外壁等の機能を維持させるために行う修繕等の工事も対象とする。</p>
<p>備品購入</p>	<p>東海道への観光客等が休憩するために、又は第3条第3項に該当する観光サービス施設を利用するために必要と認められる備品（リース代及び維持費は除く）</p> <p>※ 新設するものに限る。</p>	<p>① 休憩用椅子、机等その他、利便性向上のための備品</p> <p>② パンフレット棚、地場産品展示什器等その他、情報提供のための備品</p> <p>③ その他市長が適当と認めるもの</p>
<p>需用費</p>	<p>(1) 東海道への観光客等に東海道の歴史や魅力を発信PRするための啓発物品等の製作</p>	<p>① 東海道の歴史や魅力を発信するためのパンフレット、チラシの製作</p> <p>② 東海道記念グッズ、のぼり等啓発物品の製作</p> <p>③ その他市長が適当と認めるもの</p>

	(2) 第3条第3項に該当する観光サービス施設を利用する観光客等に本市の魅力を発信PRするための啓発物品等の製作	①本市の魅力を発信するためのパンフレット、チラシの製作 ②記念グッズ、のぼり等啓発物品の製作 ③その他市長が適当と認めるもの
--	--	--

改正前		
別表（第5条関係）補助対象経費の範囲		
工事請負費	(1) 空き店舗又は空き家を観光客等に開放する休憩場所として活用するためのリフォーム工事	①休憩スペース部分の内装工事（壁、床、天井など） ②建物正面の工事（外壁、玄関など） ③空調設備工事 ※上記に関わらず、空き店舗又は空き家のすべてを観光客等に開放する休憩場所とする場合は、建物の補強、屋根、外壁等の機能を維持させるために行う修繕等の工事も対象とする。
	(2) 休憩場所への誘導看板設置工事	
	(3) 観光客等に開放するためのトイレの工事	①トイレの新設整備工事 ②トイレの洋式化への改修工事
	(4) その他市長が適当と認める工事	
備品購入	東海道への観光客等が休憩するために必要と認められる備品（リース代及び維持費は除く） ※休憩スペース部分に新設するものに限る。	①休憩用椅子、机等その他、利便性向上のための備品 ②パンフレット棚、地場産品展示什器等その他、情報提供のための備品 ③その他市長が適当と認めるもの
需用費	東海道への観光客等に東海道の歴史や魅力を発信PRするための啓発物品等の製作	①東海道の歴史や魅力を発信するためのパンフレット、チラシの製作 ②東海道記念グッズ、のぼり等啓発物品の製作 ③その他市長が適当と認めるもの

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市観光おもてなし事業補助金交付申請書

年度において四日市市観光おもてなし事業を実施したいので、四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の内容を記載した書類（企画・設計・仕様等）
- (2) 事業の経費の内訳等を記載した書類
- (3) 第3条第1項第3号に規定する補助対象事業を行うものは、都市計画法に基づく許可を受けていることがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

住 所

名 称

代表者

年度四日市市観光おもてなし事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市観光おもてなし事業補助金については、四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) 補助事業の内容、経費の配分その他の事項に変更が生じる場合、速やかに、四日市市観光おもてなし事業計画変更承認申請書を提出すること。
- (4) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市観光おもてなし事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

住 所

名 称

代表者

年度四日市市観光おもてなし事業補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度四日市市観光おもてなし事業の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

3 条 件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市観光おもてなし事業実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた
年度観光おもてなし事業を完了したので、四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 領収書等、支出の有無、内容等を確認するために必要な書類

(3) その他、補助事業の実施内容を確認するために必要な書類

団 体 名
代表者氏名
住 所
電 話

年度観光おもてなし事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市観光おもてなし事業推進補助金については、下記のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 事業の名称
- 2 交付決定補助金額 金 円
- 3 交付済補助金額 円
- 4 返還金額 円

以 上

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)